

## 技術提案書の提出に関する公示

技術提案書の提出を招請するので公示する。

- 1 掲載日 平成19年9月20日
- 2 掲載責任者 分任支出負担行為担当官  
東北農政局新安積農業水利事業所長 櫻庭 光一
- 3 担当部局 〒963-8851  
福島県郡山市開成二丁目36-20  
東北農政局新安積農業水利事業所 工事第二課 工事第3係 野呂瀬 豊  
TEL 024-922-4370  
FAX 024-922-5429  
Eメール norose\_yutaka@tohoku.nn-net.go.jp
- 4 業務内容等
  - (1) 業務名 新安積(二期)農業水利事業 施設機能診断検討業務
  - (2) 業務内容 

ダム資料の整理	1式
測量	1式
調査(ホ-リング)	1式
検討	1式
  - (3) 履行期限 平成20年3月下旬
- 5 資格要件、選定基準及び評価基準
  - (1) 技術提案書の提出者に要求される資格要件  
技術提案書の提出者は、次に掲げる資格を満たしていること。  
予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。  
予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。  
東北農政局における測量・建設コンサルタント等業務に係る一般又は指名競争参加資格の認定を受けていること。  
東北農政局長から測量・建設コンサルタント等業務に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
  - (2) 技術提案書の提出者を選定するための基準  
企業の経験及び能力  
当該業務部門における技術者の存在、業務実績及び業務成績、納品後における重大な設計ミス発覚等による瑕疵の有無

#### 技術職員の経験及び能力

担当予定管理技術者の資格、業務実績及び業務成績、継続教育に対する取り組み状況、表彰の経歴、資源保全・環境保全等の地域活動に対する取り組み状況、手持ち業務の状況

#### (3) 技術提案書の特定のための評価基準

##### 技術職員の経験及び能力

担当予定管理技術者及び照査技術者の資格、業務実績及び業務成績、継続教育に対する取り組み状況、表彰の経歴、資源保全・環境保全等の地域活動に対する取り組み状況、手持ち業務の状況

##### 業務実施方針、手法等

業務に対する理解度、提案書の的確性、提案内容の創意工夫（解析・検討手法、コスト縮減、環境調和等）、実施手順の妥当性、技術者配置の妥当性

#### 6 説明書の交付期間、場所及び方法

(1) 期間 平成19年9月21日から平成19年10月1日まで

(2) 場所 3に同じ。

#### 7 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 提出方法 本業務に係る技術提案書の提出を希望する者は、説明書に基づき参加表明書を作成し持参、郵送（書留郵便に限る）、電送又は電子メールとすること。ただし、電送又は電子メールの場合、必ず着信を確認すること。

(2) 提出先 3に同じ。

(3) 提出期限 平成19年10月1日午後5時まで

#### 8 技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 提出方法 技術提案書の提出者は、説明書に基づき技術提案書を作成し持参、郵送（書留郵便に限る）、電送又は電子メールとすること。ただし、電送又は電子メールの場合、必ず着信を確認すること。

(2) 提出先 3に同じ。

(3) 提出期限 平成19年10月24日午後5時まで

#### 9 その他

(1) 詳細は説明書による。

(2) 手続における交渉の有無 無

(3) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行 郡山代理店）。ただし、利付き国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行 郡山代理店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 東北農政局新安積農業水利事業所）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは、履行保証保険契約の締結を行った場合又は業務完了保証人を付した場合は、契約保証金を免除する。

- ( 4 ) 契約書作成の要否 要
- ( 5 ) 当該業務に直接関連する他の設計業務の請負契約を当該業務の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- ( 6 ) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位  
日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に限る。
- ( 7 ) 関連情報を入手するための照会窓口は、3に同じ。
- ( 8 ) 技術提案書のヒヤリングは行わない。
- ( 9 ) 上記5（1）アの に掲げる資格の認定を受けていない者も上記7により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。